

# 平成29年第9回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月1日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

平成29年12月1日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第144号から議案第160号まで
- 第 6 請願第11号、陳情第6号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙耶	花	君		
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
13番	中	川	直	美	君	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	君	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	君	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	君	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	君	22番	岩	崎	隆	寿	君

## 欠席議員（1名）

11番 大 森 幸 平 君

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	三	浦	基	裕	君	副 市 長	藤	木	則	夫	君
副 市 長	伊	藤		光	君	教 育 長	渡	邊	尚	人	君
総 務 部 長	渡	邊	裕	次	君	企 画 財 政 長	濱	野	利	夫	君
市 民 福 祉 部 長	後	藤	友	二	君	産 業 観 光 長	安	藤	信	義	君

建設部長	猪股雄司君	総務部長 務課長 課長 (兼)	坂田和三君
市民福祉部長 副部長 (兼環境 対策課長)	鍵谷繁樹君	産業観光部長 副部長 (兼交通 政策課長)	本間聡君
産業観光部長 副部長 (兼農林 水産課長)	高野博明君	建設部長 副部長 (兼上下 水道課長)	渡部一男君
総務部長 総務課長	甲斐由紀夫君	総務部長 防災課長	斉藤昌彦君
企画財政部長 企画課長	岩崎洋昭君	企画財政部長 財政課長	磯部伸浩君
市民福祉部長 社会福祉課長	中川宏君	市民福祉部長 子ども課長	市橋法子君
市民福祉部長 高齢福祉課長	山本郁男君	産業観光部長 地域振興課長	市橋秀紀君
産業観光部長 農業政策課長	金子聡君	建設部長 建設課長	矢川和英君
教育委員会 学校教育部長	吉田泉君	教育委員会 社会教育部長	越前範行君
両管理病院長	伊藤浩二君	消防長	中川義弘君

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第9回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、10番、坂下善英君及び13番、中川直美君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る11月28日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。
- 会期につきましては、本日から12月19日までの19日間といたします。
- 会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。
- 本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託、請願、陳情の常任委員会付託を行います。なお、散会后、各派代表者会議を開催いたします。
- 4日は、午前10時から決算審査特別委員会を、また午後1時30分から議会報編集特別委員会を開催します。
- 5日は、午前10時から請願について紹介議員から説明を受けるため、社会文教常任委員会を、また午後1時30分から議会改革等特別委員会を開催します。
- 6日から8日までが一般質問であります。質問者は12名であります。
- 11日は、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費に係る補正予算など11件であります。なお、追加議案は、一般質問最終日の8日に議場配付をいたします。
- 11日、散会后から15日までが常任委員会審査であります。
- 15日は、午後3時を目途に決算審査特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後4時を目途に議会運営委員会を開催します。
- 18日は、午前10時30分から議員全員協議会を開催します。また、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催します。
- 19日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。
- 以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月19日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は19日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、平成29年第9回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成29年第7回佐渡市議会定例会以降の報告事案についてご報告申し上げます。

報告第24号から報告第27号までについてご報告いたします。本件につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、報告するものです。

続きまして、佐渡全域において甚大な被害をもたらした7月、8月の豪雨災害の査定結果についてご報告いたします。国の補助対象となる公共災害についてでございますが、県の事業につきましては、河川災害及び道路災害で97件、22億9,600万円でございます。市の事業につきましては、土木関係及び農地、農業用施設関係で93件、4億700万円となっております。なお、林業関係については国の査定中でございます。7月の豪雨災害は、国の激甚災害の指定を受けており、農地、農業用施設及び林道関係については、通常の災害より高い補助率となる見込みでございます。公共災害につきましては、査定が終わったものから発注作業を進めております。また、市の単独事業につきましては、被災後速やかに発注し、復旧作業に努めているところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

### 日程第5 議案第144号から議案第160号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第144号から議案第160号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第144号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合に休業期間を延長できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議案第145号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、幼稚園の授業料について、これまで申請に応じ減免を決定していたものを、所得に応じた階層区分により決定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第146号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市湊保育園の3階に設置している両津母子健康センターについて、平成30年度と同保育園解体に伴い廃止するため、条例の一部を改正するものです。

議案第147号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキ交流会館の指定管理者制度の導入を見据えた使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第148号及び議案第149号は、関連した議案でありますので、一括してご説明させていただきます。  
議案第148号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
議案第149号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について。以上の2議案は、社会教育施設の見直しにより、新穂体育館、真野体育館、真野武道館、小木体育館及び南佐渡離島開発総合センターを廃止するため、条例の一部改正等を行うものです。

議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区公民館及び真野体育館の解体に伴い、地区公民館の位置及び使用料を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第151号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区公民館の解体に伴い、両津図書館を両津総合体育館に仮移転し、その位置を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第152号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平スキー場においてハンガーリフトからチェアリフトに移行することに伴い、リフト使用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

議案第153号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡太鼓体験交流館の無償譲渡を行うため、条例を廃止するものです。太鼓体験交流館につきましては、指定管理期間を平成30年3月31日までとし、その間に施設の機能維持のために必要な修繕を行った上で公益財団法人鼓童文化財団に無償譲渡を行うことを予定としているものです。

議案第154号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例の廃止にあわせ、佐渡太鼓体験交流館に係る施設を無償譲渡することについて、

議会の議決を求めるものです。

議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）でございます。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。

議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2億2,320万2,000円を追加するものであります。補正内容は、歳入では国庫支出金の減額計上と県支出金、繰入金及び市債などの増額計上、歳出では築後23年経過した佐渡中央文化会館の大規模改修に5,163万9,000円を予算計上するほか、両津公民館解体事業などを予算計上するものです。

議案第157号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億83万3,000円を追加し、予算総額を88億7,959万6,000円とするものです。主な補正内容は、平成29年度給付実績見込みに基づき、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額し、歳出においては介護給付費を増額し、地域支援事業費を減額するものです。

議案第158号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,987万2,000円を追加し、予算総額を34億5,385万1,000円とするものです。補正内容は、歳入では一般会計繰入金、諸収入の増額、歳出では下水道総務費、下水道建設費、漁業集落排水管理費の増額です。

議案第159号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ919万3,000円を追加し、予算総額を4億7,852万3,000円とするものです。補正内容は、歳入では一般会計繰入金を増額し、歳出においては特別入浴槽入れかえに伴う備品購入費を増額するものです。

議案第160号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、資本的収支の歳入項目を組み替えるものです。主な補正内容は、工事負担金の増額と企業債の減額です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第144号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

議案第146号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第146号についての質疑を終結いたします。

議案第147号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 説明があったとおり、指定管理、いわゆる業務委託をすることを見据えた使用料等の変更であります。将来ビジョンやいろんな関係があって、トキや何かというのは佐渡市の中では戦略的な位置づけになっているわけで、そういう意味でいいますと、市長が平成31年目指して頑張ってもらわなければならないということで指示を出して、こういったことになったというふうな私は理解をしているのですが、市長はこれどのような指示を出して、こういうことをさせたのですかというのが1点です。

2つ目、これは一体どこの課の施設で、今回の目的はどのようなことですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まず、指定管理を見据えてという部分につきまして、以前から説明いろいろさせてもらっていますように、極力アウトソーシングをふやしていこうと、そこを重点入れていこうという中の一つの考え方で、トキ交流会館についてもしっかりアウトソーシングして、外部に業務委託をした上で、より活性化、利活用をふやせるように考えたものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○産業観光部農業政策課長（金子 聡君） 説明いたします。

トキ交流会館につきましては、私のところの農業政策課のほうで管理しております。今回の改正の目的につきましては、客室等の宿泊料金、こちらのほうで少し改正して、高くしたい。今現在収支的には赤字になっておりますので、この部分を何とか収支の向上を図りたいということで提出させていただきました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今ほどのお話を聞くと、何も戦略的な目標がないと。農業政策課ですから、佐渡は農業を基盤として、トキとの関連で、朱鷺認証米とかで積極的に地域の活性化や産業やっているという建前だから、私は当然戦略的な意図があるのだろうと思ったのですが、戦略的な意図がないようなのです。

そこで、幾つか聞きます。まず、1つは今回の使用料金値上げ、例えばここに資料が出ていますが、一般26.9%、学生28.3%、子供30%余りの値上げでしょう。この施設の要綱を見てみると、まさに戦略的な施設という位置づけをされています。先ほど課長のほうが使用料が安くて赤字だというのだけれども、減免条項ではほとんど減免でしょう。市のやる事業がほとんどですから、100%か50%の減免になっているのではないですか。ということであると、これは採算ベースに乗せる施設ではないし、佐渡の戦略的な建前から見たら、トキを中心とした、例えばこのように書いてありますよね。人とトキがともに生きる島づくりの推進拠点施設だ。それで、あなた方これの使用料を上げていくといいますが、トキ交流会館では長靴、

スコップ、のこぎり、鎌、くわ、軍手まで無料で貸し出していますという話だから、これも今度は有料にするのかもしれないけれども、指定管理になると。そういう意味でいうと、これはこの条例の目的から見ても、あなた方が農業政策という課をことしつくりました。その中で、戦略的、戦術的に佐渡の振興、農業振興をやっていくという立場で見ると、単にアウトソーシング、外部に委託すればいいというものではないし、条例の設置目的から見ても、全く違うというふうに思うのだが、どうか。

加えて言うておけば、あなた方の行政改革のアウトソーシング推進計画平成29年4月版、ここに従事をしている職員、つまりトキの拠点施設だから、正職員がやっぱりいるわけだ。正職員が1.07人、臨時職員が0.78人でしょう。宿泊施設だから、最低2人は要りますよね、やっぱり交代もあるから。これでこうやっているわけです。その辺はどうなのか。

それと、もう一つ、長いという声もありますが、所管ではないので、やりますが、もう一つ。これもアウトソーシングの推進計画の中では、平成28年度には隣接する新穂湯上温泉が休館したために取り下げた云々というのがあって、公募するにもかかわらず、関係団体に指定管理の相談かけているのではないですか。指定管理の説明をやっているというの。これは、指定管理制度から見てもおかしい話だけれども、この辺どうなっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○産業観光部農業政策課長（金子 聡君） ご説明いたします。

今ほどの使用料、こちらにつきまして今回の条例改正では宿泊部門、こちらのほうの料金改正を考えております。こちらの施設、トキの拠点施設ということで先ほど議員も言われましたけれども、会議室等、こちらのほうの使用料については改正はいたしません。これまでどおりするということでございます。

それから、現在トキ交流会館のほうにはトキの保護係ということで、そちらのピオトープの整備とか、そういう業務をしておる職員が正職員で2名、それから施設自体の管理も含めて臨時職員2名、4人でやっております。

最後の指定管理のほうですけれども、新穂湯上温泉のほうが理由で、業者選定まで行ったのですけれども、ちょっと運営できないよということで辞退されたという経緯がございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） だから、拠点施設だから、あなた方こんな要綱を持っていますが、市が執行する業務100%減免、市の構成団体100%減免、包括協定を結んでいるところが100%減免、減免、減免、100%ではないですか。それで上げようというのはおかしいのではないのか。だから、そもそもの政策的な意図がわからないというの。今何か人をいっぱい使っているというような話だけれども、市民に公表されている平成29年4月、ことしの4月です。アウトソーシング推進計画の中で明確に8番として出ているではないですか。総事業費2,057万4,000円、正職員の従事者1.07人、臨時職員従事者0.78人と計算して、この結果としてアウトソーシングするのであって、今言ったのと全く整合性とれていない、これはどう説明するのかと。

それと、もう一つは、指定管理というのは広く公募するのが大前提なのです。ここには書いてあります

が、今ちょっと話をしたように、トキ交流会館の中に入っている方々に指定管理の説明会を実施するとなっているのです、繰り返し言うけれども。なっているし、もう一つのアウトソーシングの進捗管理計画の中では、さっき言ったように、平成28年にやって、その新穂潟上温泉云々ということになっている。何でやるかといったら、この施設が施設の目的に合って、今よりもサービスもよくなるし、目的もよくすることだから、本来利用料金を上げて指定管理者が入りやすくするなんていう話はないのです。違いますか。企画財政部かな。どっちになるのか知らないけれども。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

金子農業政策課長。

○産業観光部農業政策課長（金子 聡君） 説明いたします。

先ほど減免規定ということでお話がありました。こちらのほうについては、会館の会議室とホール、こういうところの減免のお話だと思われま。宿泊につきましては、佐渡市が主催するような場合のみ100%という規定はあります。

それから、料金を上げて指定管理、整合性がとれないというお話がありましたけれども、ここの部分につきまして、トキの政策上の業務、これは当然正職員が行っていきます。会館の宿泊等部屋の管理、こういうところを指定管理に出したいということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明申し上げます。

先ほど来アウトソーシングの中でというお話がございまして、本市といたしましても行政改革を進めるためにアウトソーシングを進めてございます。アウトソーシングの取り組み方針といたしましては、佐渡市の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後の行政需要の変化に対応するため、民間でできることは民間へという基本姿勢のもとで業務を選択することにより、行政の担うべき役割が一層明確化され、市民サービスの向上を図ることを目的として、積極的に取り組むということでございます。この中で、トキ交流会館の運営事業につきましても指定管理制度へ移行するのだという計画を立てまして、進めておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第147号についての質疑を終結いたします。

議案第148号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 議長、しっかり答弁させてください。

今回この関連については議会にも陳情、請願も出ております。地域にある、ここに書いてあるように、

新穂体育館、真野体育館、真野武道館を廃止するということなのですが、一連の説明会やって、誰もこれで終わるなんて思っていないそうですよ。にもかかわらず、今回いきなりまた条例出す。廃止条例出す。11月1日のときも、小木の体育館も同じだ。前の相川健康増進センターワイドブルーあいかわのときも同じだ。こういうやり方はやってはだめなのではないですか。これは、廃止するかしないかではなくて、手続論の問題です。それが1つ。

基本的には財産の処分にかかわると市長権限ではありますが、これは教育委員会の所管のものであります。この計画は、一体いつ、どこで、誰が決めたのですか。三浦市政になってから、先ほどもアウトソーシングという話があったけれども、行政改革推進本部の会議は開かれていないはずですよ。教育委員会。基本的には教育委員会で佐渡のスポーツのあり方、オリンピックがこれから始まるのだけれども、あり方も含めて、方向性を出したのだから、教育委員会として一体いつ、どこの会議で決めているのか。それを1つ。

ついでに言うと、社会教育委員というのがありますよね。これは、普通の審議会と違って、格が上なのだけれども、こういった施設をなくしたりするときには社会教育委員の意見を聞くというのが教育基本法の基本ですが、ちゃんと聞いていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

現在10月18日に真野地区の住民説明会を始めとしまして、25日に小木地区の説明会、それから11月14日に新穂地区の住民説明会を開催いたしまして、並行しまして利用団体の方々、それから関係団体の方々等の随時の今後の活動に関する協議を行っておるところでございます。今後も利用団体や関係団体への丁寧な説明を協議しまして、継続的に行っていきたいというふうに考えております。

それから、社会教育委員の会議でございますが、先般社会教育委員の会議を開きまして、これから行います社会体育施設の廃止についてご説明をしたところでございます。

それから、教育委員会でございますけれども、平成25年の教育委員会のときに話をしておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 平成25年の何月何日の会議ですか。そこのところにこの問題を上げて決めたという理解でいいですね。それ教えてください。

もともとは、さっきのトキ交流会館もそうなのだけれども、佐渡市全体としてどうするのかという将来ビジョンに基づいてやるものなのです。については、行政改革推進本部が全く開かれていない中でやるというのは、教育委員会の暴走ということになってしまうのです、これ。行政改革推進本部等でやった形跡はありますか。あるのですか、ないのですか。これ答えがないので、答えていただきたい。

社会教育委員について言うのならば、あなた方10月4日にやったでしょう。全く違う議論の話になって、答申が出ているのではないですか。もともとの、市長も言っていたように、全体の各分野の、スポーツならスポーツ、文化なら文化のあり方の個別計画の中であり方を考えていくべきだという指針になっているのではないですか、10月4日。あなた方は、地区住民の説明会、まだ来ると思っていたけれども、来ないで、

いきなり、住民の声も封殺をする。法に定められている社会教育委員の声も封殺する。計画をどこで決めたとしたら、教育委員会、平成25年。三浦市長になってから一切やっていない。こんなやり方は、職員の行動規範にかかわる問題ではないですか。どうですか。

それと、もう一つ聞いておきます。真野武道館については、あそこの自治集落の名前は、自治というか、大字は名古屋ですが、真野町の時代からもめたことがあるのですが、あそこには地域の集落センターというものが、貸しているでしょう。そこにあなた方はちゃんと話をして、合意受けていますか。受けていないでしょう。こういう乱暴なやり方で予算を出すこと自体は、私、大問題だと思うのです。どうですか。行政改革のほうもどうですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） ご説明申し上げます。

行政改革推進本部の関係で1つご説明申し上げます。行政改革推進本部につきましては、平成16年に立ち上げておまして、行政改革大綱の策定、それから……

〔「三浦市長になってからやったかと聞いているんだよ」と呼ぶ者あり〕

○企画財政部長（濱野利夫君） それで、やり方につきましては、メンバーにつきましては庁議の組織で構成されておるといってございまして、平成25年度に庁議で一括して協議するという方向性で決定されております。この会議につきましては、庁議で決定するという方向性が出されておるといってございまして、平成29年4月1日付で廃止ということになってございまして、具体的に進めるものをどこで協議しておるかということもございまして、ことしから、部長等、理事者も含めまして、会議を催しておりますので、その中で行政改革の関係につきましても頻りに協議をしておるといってご理解いただきたいと思っております。

それから、もう一つ、この関係で外部の有識者を含めまして行政改革推進委員会という組織を構築してございまして、ここへは集中改革プランの内容につきまして諮問いたしまして、答申をいただいております。ここでございまして、この関係につきましても過去から行政改革推進委員会に報告、それからご意見をいただくということを進めてきたところでございまして。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

真野武道館の2階でございますけれども、ここに桜ヶ丘区に貸し出しをしている部屋がございます。現在その部屋の後と申しますか、その対応につきましては検討をしているところでございますけれども、通年でそれに代替とする部屋を用意することが今のところでは極めて困難というふうに考えております。

教育委員会でございますけれども、平成25年6月27日に社会教育施設の統廃合の計画に対しての説明ということで行っているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） わかりにくいそうなので、言うのだけれども、施設を廃止する、しないは別問題さ。住民と議論を一定程度話をして、住民が、まあしょうがないかと、不承不承だけれどもというところまで過去の市政は協議していますよ。1回で、例えば新穂であったときには、過去の流れと全然違う、いきな

り出てきて、廃止とは一体何考えているのだと言われたではないですか。だから、1つは住民合意をしつかりとれていない。今の桜ヶ丘区の集会所の話も無理だと思います。ちゃんと、ではどうするのだかと、住民に寄り添って、代替案を納得していただかなければならないですよ。独裁政治ではないのだから、問答無用でやるのではなくて、住民と寄り添うというのが地方自治の本旨なのです。そういうやり方、教育委員会としては間違いだと思いませんか。教育長。

こっち側でもう一つ。行政改革推進本部、平成29年4月やめたというけれども、私、行政改革推進委員会の議事録を読んだけど、そんなことも一言も言っていないな。だとしたら、庁議の会議記録を出さなければなりません。今まで佐渡市の新市建設計画でも合併協定書の中でも、公共施設の再配置というのは非常に重要なものだから、丁寧にやらなければならない。だからこそ、行政改革推進本部の中で市民に会議録も全て公開をして、やってきているのだ。そうすれば、庁議も今後、いや、これはさかのぼってやらなければならないですよ。ことしの4月からだから。しっかり公開してもらえますね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 説明会、各地区ごと、3回ほど説明をしてまいりました。その中でたくさんご意見をいただきました。我々も説明会に対しまして、教育委員会のみならず、全庁的なプロジェクトチームを組んで、最大限の説明をしたように考えております。今後とも利用者、それから関係団体への丁寧な説明、調整等をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明いたします。

今回の体育館等の解体の案件につきましては、非常に重たい問題でございまして、それから進め方についても少し遅れぎみであったということでございまして、進め方について、教育委員会だけでは少し難しいだろうという判断がございまして、市長のほうから、プロジェクトチームを立ち上げてやるべきだという話がございました。それで、藤木副市長をトップにいたしまして、関係、当然社会教育課はもとより、私どもとか、あと建設課の工務の担当であるとか、庁内でプロジェクトチームをつくりまして、進めてきた経過がございまして。

以上です。

〔「議事録公開してください」と呼ぶ者あり〕

○企画財政部長（濱野利夫君） 特に政策会議につきましては、議題等は毎回提示をして、部長等に集まってもらってやっておりますが、議事録までは、簡単なものしかつくっていないかもしれません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第148号についての質疑を終結いたします。

議案第149号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定についての質疑を許しま

す。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第149号についての質疑を終結いたします。

議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） お尋ねをいたします。

例えば今回一緒になっている真野体育館でいうと、あの中に公民館がある複合施設なのです。これを一体どうするのですか。例えば両津地区、新穂地区、小木地区は支所の改築、新築とともに、ほぼ同じ面積の公民館を設置するでしょう。ところが、真野地区の公民館だけはあいた部屋でばらばらにやりなさいよというのは、文部科学省が定めている公民館の設置基準やさっき言った公民館の本来の目的からしても、全くそぐわない話だし、真野地区の説明会ではなかったですかね。両津地区、新穂地区、小木地区はほぼ同時なのに、どうして真野だけですかと言ったら、あれは前の市政が決めたことだと開き直ったではないですか。こういうやり方は、前の市政のほうがよかったという話になってしまうのだ、これだと。新穂地区では言われたでしょう、これは。一方だけよくして、一方だけやらない、そういう不公平はやめてくださいと言われたではないですか。こういう声、市長のところへ届いていないのではないのですか。教育委員会や、あるいは副市長の段階でとまっていて、まさか市長がこのような判断を私にするとはいわないのだ。こういう状況でこういったことをやったら、行政に対する不信感が一層募るばかりですよ。それどころか、もう既に諦め気分の声のほうが大きいですよ。ですから、公民館のあり方としておかしいし、どうなのですかと。真野ふるさと会館にあなた方は中心部隊を押し込めるというのでしょうか。真野ふるさと会館がどうも教育委員会の施設になっているようですが、真野ふるさと会館ってどうなっていますか。条例第1条、市民の交流を促進し、人づくりを進め、ここまではいいかな。農業生産の再編成の円滑な推進に資するための施設だというのだ。産業施設ではないか、これ。利用料の減免のところに行くとなんかどうなっているかという、利用料の減免は、市内の農林漁業者及びその団体が主催し、また参加して行う農林水産振興のために利用するときには減免するとなっているのだよ。こういった施設に押し込めてごまかすというのは、これは大きな間違いだ。人づくりをあなた方が一生懸命頑張らなければ、今だからこそ、こういったことに力を入れるべきだと私は思うのだが、どうしてこのような計画になったのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊尚人君） 真野体育館の中に入っている公民館でございますが、体育館の老朽化に伴いまして、代替施設を考えるということになっております。近くに真野ふるさと会館という施設がございます。その中で我々としてはこれまでの公民館活動を続けていきたいなというふうに考えて、計画したものでございます。十分なスペース等を取り切れていないという可能性もありますけれども、近くにまだ市の施設がございますので、できるだけ今調整等を図りながら、その中で運用できるように調整しているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 聞いたことに全く答弁ありません。あなた方がそうしたいというのは、それは勝手だよ。新聞記事にもあったではないですか。全ての地区がこういったやり方やめてくれ、再検討してくれということになっているではないですか。これを教育者たるものが強引に押し切るなんていう話は、聞いたことないですよ。

では、聞きますが、公民館には公民館運営審議会というのがあるでしょう。たしか20人のメンバーの構成で。そこにしっかり諮りましたか。佐渡市の公民館活動、公民館事業をどういうふうに進展させていくのだ。だから、施設をなくするということは、さっきの体育館もそうだけれども、その分野にとっては大きな出来事で、諮るべきこととなっているではないですか。諮りましたか。諮っていないとしたら、諮り直さなければならないですよ。さっきの体育館ではないけれども、社会教育委員に諮っても、だめだと言っても封殺してやるのですから、また同じことをやるのでしょうかけれども、諮りましたか。それと、住民から出ている声に何で真摯に耳を傾けないのですか。これから真摯に傾けますって、おかしな話ですって。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

この社会体育施設等の施設の統廃合につきましては、以前からも話があった話でございまして、先ほど教育委員会もありましたけれども、平成25年のころから行っておりまして、そのころから公民館の運営審議会とかにも話をしておるところでございまして、ただ最近になってはその話というのは行っておりませんので、これから公民館運営審議会の中で説明をしていくということで、先日も社会教育委員の会議でも説明をさせていただいたというところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） だから、公民館運営審議会をやったのかと聞いているのです。やっていないとしたら、あなた方何のために置いているのですか。やっていて意見が出ても踏みにじるのだけれども、やらないというのはこれ手続上おかしいですよ。社会教育法から見ても、社会教育というのは人を育てる基本ですよ。地方創生で頑張っているところというのは、こういった教育活動や社会教育活動を一生懸命やっているから、発展しているのですって。ずっと前から決まっているというのだけれども、これはまた一般質問でやるけれども、だから何でやらないのですか。あなた方が教育委員会、執行部も暴走していると思ったら、教育委員会も暴走しているではないですか。こんなやり方をする市政と教育委員会を選んだのではないのです。やったのですか、どうなのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

社会教育委員の会議と、それから公民館運営審議会のメンバーはほとんど同じということございまして、そういう中で年2回ずつ会議を行うということになっております。公民館運営審議会におきましては、まだ行っておりません。この後行うということで計画を立てているところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第150号についての質疑を終結いたします。

議案第151号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 議案第151号ですか、手短にします。佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

資料の議案概要では、両津地区公民館の解体に伴い、両津図書館を両津総合体育館に仮移転するための改正を行うというものですが、当初の計画は、佐渡の表玄関にふさわしい立派な両津支所を建てると、その中に図書館、公民館を複合施設として建てる計画ですと、このことを市民説明会では説明がありました。この議案の意味、内容はどうなっていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

現在工事中でございます両津支所、それから両津地区公民館、両津図書館は平成30年11月に竣工予定ということでございますけれども、現在の両津地区公民館、両津図書館の解体工事を合併特例債の期限であります平成31年3月までに完成をさせるために、解体工事の着手を平成30年2月にしたいということで、そういう必要があるということでございまして、そのことから両津図書館の仮移転が必要になったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 2回目ですけれども、課長、両津地区公民館の解体、壊すための予算に合併特例債を使うためだと、これは急ぐのだと、このことが重要なポイントなのです。ということをお確認します。これが1点。

2点目は、急ぐから、アイ・エヌ・ジーか、現在進行形の市民説明会も一方的に中止して、市民から理解されていなくても、急ぐのですから、急ぐから、今回議案を提案し、議会に速やかに認めてくれと、ということでお理解すればいいのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

そのように理解していただければと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 中村良夫君。

○15番（中村良夫君） 悪いな。最後だわ。私は、両津出身の議員です。この議案の説明会に傍聴させていただきました。市民の皆さんは、まだまだ意見があり、市民の皆さんは理解されていない。その説明会を打ち切るということ。昨日、この議案である体育館を調査させていただいたのですけれども、1階のトレーニングルーム利用者がいるところに図書館を持ってくると。トレーニングルームの器具とか利用者を2階の会議室へ移動すると。このことも含めて、一般常識では考えられない、関係者は言っています。こ

ういう進め方。予算もかかるのです。1回引っ越したら、また引っ越ししなければなりません。2回も予算を使う。このことも含めて、委員会で十分審査をお願いします。

終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） さっきから取り上げている一連の公共施設にかかわるものですが、両津の場合は特殊で、本来両津支所ができた時点で図書館も公民館も移るはずだった。ところがどっこい、公民館解体したら壁にアスベストがあったので、工事が長くかかるので、これは早くやらなければだめだということで、急遽体育館とか勤労青少年ホームに物を移すということで、両津の説明会でも大問題になったではないですか。私驚いたのは、体育館利用者が、俺らに何の一言も説明もなく、今の活動面積を狭めるために図書館を持って来るなんてどういうことだと、同じように勤労青少年ホームの利用者も言いました。それで、あなた方話するようなことを言っていたではないか。その話し合いはうまくおさまったのですか。話し合いしたのですか。それが1つです。

それと、もう一つは、合併特例債の関係で、あのとき多くの意見が出た後に、詳しい市民の方がまとめたではないですか。どうも両津文化会館も含めて、この移転問題も含めて、いろいろ話を聞いていると、例えば今回の公民館、図書館の移転について言えば、当初の計画どおり、できたら動かせばいいのです。今ほど質疑があったように。そうすれば費用もかからない。できたら動かせばいいのであって、合併特例債で急ぐというのだが、本庁舎の説明のとき言ったではないかと。合併特例債はほかで使えばいいのだ。全然損しないから、ほかで使えばいいのだと言ったではないですか。これが住民の信頼を勝ち取ることだというふうに私は聞きましたけれども、何でそうしないのですか。こんなに住民を逆立ててまであなた方強引にやらなければならない。これは、住民自治をつくる姿勢ではありません。違いますか。この辺は、もうだんだん市長が答えなければならないですよ。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

体育館の利用者、それからトレーニングルームを特に使っている方々への説明会を先日行ったところでございます。まだ十分な理解を得られていないというふうには思っておりますが、今後も理解してもらえよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 市長出てこない。おかしくないですか、皆さん聞いていて。テレビをごらんの皆さん、議会の皆さん、話し合いもついていないのに一方的に解体する、廃止する。学校統廃合をやる時そんなことやりますか。やらないでしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（中川直美君） 議会軽視ではないですよ。これ住民軽視なのですよ。こんなやり方をやってはだめですよ。そう思いませんか。今の体育館利用者だって納得を得ていないけれども、強引に移します。こんなめちゃくちゃな行政のやり方は絶対してはならないし、こういったやり方をとめるのは実は議会ではないのだけれども、私は余り期待していないのだが、議会は。どうですか、市長。この一連の流れ聞いて

いて、あなたの所信表明では、行政改革について、市民が主役であり、市民の目線に立った行財政改革が必要ですよと言っているのではないですか。副市長以下が暴走しているのです。多分市長に報告せずに。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 暴走せずに、報告いただいております。今の両津地区の件については、地元の皆さん、特に体育館利用者の方々については本当におわびしなければいけない部分は出てきていると思います。当初、既にサンテラ佐渡スーパーアリーナの体育館等々を含めたもろもろの体育施設の統廃合事業等々、さらに公民館事業も含めた中で、両津公民館についてはアスベスト調査は完了して、当初どおり平成31年度内に解体して、それまでの間に両津支所も建て直せるという計画で十分間に合うという報告受けていましたが、いざふたをあけてみたらアスベストがまだ残っていたという、そこについては従来からのあの公民館の建物のアスベスト調査に不足があった、ここはもうおわびするしかないです。よって、そこが急遽発生しましたもので、こういう代替案を出させて、緊急避難的にさせていただこうということにさせていただいた、ここはおわびするしかございませんが、例えばアミューズメント佐渡の大規模改修につきましても、当初計画の中ではアミューズメント佐渡の改修を完了して、合併特例債適用できる平成31年3月末までに両津文化会館も解体するという計画になってございました。それにつきましても、その後、昨年になってアミューズメント佐渡の特定天井等耐震に問題があるということが判明しまして、結局両津文化会館については解体の費用は合併特例債から外して、平成31年度以降の単費でという形にせざるを得ないような状況がございます。その中でいいますと、何とかこれ以上、統合に絡む解体も含めた計画が外にはみ出さないためのことも考えまして、1度無駄な引っ越し費用は発生することになりますが、それでも解体費用をそのまま後年度に持ち越すことよりもはるかにコスト的には大きなメリットがあるということで考えさせていただいたことでございますので、この1年弱、11カ月ほどのちょっとご不便かけることについては、また改めておわびをしながら説明させていただきたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 市長が報告聞いているってびっくりしたのです。これであなたが所信表明で言った市民は株主、市民は主役でございます、市民の目線に立った行財政改革をやりますということになっていると思いませんか。それが1つ。

2つ目。鳴り物入りでやったビッグフィッシャーの個別外部監査結果、もちろん補助金とは違いますが、ここで最大の問題は何だと言われておりますか。私思い出したのです。このビッグフィッシャーのやつも、あのときは12月議会だった。スケジュールありきで急ぎ過ぎたことが最大の背景の問題だ。あなた方合併特例債の期限があるということで、スケジュールありきで、急ぐ、急ぐとやるのがこういうところになっているのではないですか、副市長。あなたは、それをどう考えますか。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まず、最初のほうの質問のところ、住民合意形成ということでございますが、こちらとしてまず考え方を示した中で説明会はやらせていただいておりますが、これまでの他の件でもそうですけれども、ある施設がなくなるということについて100%住民の合意をとれるということは非常に困難なことでございますし、なかなか100%合意をとった中で、あるものをなくすということにはたどり着かないというふうに考えております。その中で、可能な限りその代替案等々を示すということを前提に組

み立てさせていただきたいということでやらせていただいておりますので、私が言った市民目線というところについて、変えているつもりはございませんが、あるものをなくすというところについて100%合意というのは難しいというのは当初から考えた上でやらせていただいております。

また、ビッグフィッシャー絡みの件のご指摘ございましたが、それとこれは全く考え方、次元も違う部分でございますので、一緒にはできないと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 最後にします。個別外部監査結果、ビッグフィッシャーのは事例とは違うというの、これ汎用規準ですよ。基本的には補助金というくりにしていますが、補助金というのは市が支出する公金をいかに効果的に使うということだから、こういったことを読み取らなかったら、何のために大枚をはたいて外部監査結果を出したかということを私は指摘します。

では、2つ聞きます。もう最後。市長言いました。100%合意はできることはないと言ったけれども、今何%できていると思っているのですか。私は、100%、1%も合意できていないと思っていますが。

それと、代替案示すと、代替案示していないではないですか。小木地区でもそうだし、真野地区でもそうだし、新穂地区でもそうではないですか。示していないではないですか。違いますか。だとしたら、振り出しに戻すしかないと思うのだが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

何%と言われますと、なかなかわかりませんが、努力していきたいと思っておりますし、それから理解をしていただくようにこれからも丁寧に説明をしていきたいというふうに思っております。

それから、各施設の代替施設のお話ございましたけれども、代替施設につきましてはしっかりと代替する場所を明示して、ここでお願いしますという説明をしっかりとしておりますので、代替施設をしていないということはございません。

〔「何%、市長教えてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） あるものをなくす部分について100%の合意を得るのは難しいということをおっしゃっていただいたことでありまして、何%の合意を得ているという話をしたわけではございません。失礼します。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今ほど市長のご説明の中に、アスベスト調査は完了していたけれども、いざふたをあけてみたらアスベストが残っていたと。これ私はちょっとゆゆしきことだなと思っております。今回急に図書館を移動させなければいけない、これは図書館側にとっても物すごく大きな負担です。体育館利用者にとっても非常に大きな不便をおかけすることです。この理由がアスベストが出たと、一言で今まで説明されていましたが、実はもう調査は既に完了していたのだと、これはいつ完了していた話なのかということ。しかも、ふたをあけてみたらと、ふたをあけたというのは一体いつの話なのか。そうしたらアスベストが残っていた。では、これ誰の責任なのか。このあたりを教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

アスベストのことですけれども、平成20年以前に島内の公共施設の一斉のアスベスト調査を行ったことがございます。そのときは、吹きつけに係る部分ということでの飛散性のあるものというものについて行っておりまして、そのときにその公民館につきましても内部のものについて除去しておるということでございます。今回のアスベストのことにつきましては、設計前の事前の調査におきまして、外壁にアスベストが含まれているということが調査の中でわかったということで、そういうことでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 今お答えいただいたことというのは、説明会のときにもう既にわかっていたことで、すし、市民にもお話ししていることだと思うのです。結局私は何が言いたいのかというと、執行部のほうでは両津支所の建てかえに当たって、公民館解体のスケジュールももう既に出しているわけです。それにのっつて粛々と、市民は、ああ、そうなるのだなと思っていたと思うのです。私もそう思っていました。ところが、今になって急にこういうどんでん返しがあるということは、市民にとっても青天のへきれき、それから現場の職員にとっても青天のへきれき、こういうことはやっぱり起きてはいけないと思うのです。だとしたら、先ほどの同僚議員の発言ではないですけれども、ここで一体何を優先するのかということですね。コストは、それは合併特例債使ったほうが安いということかもしれません。しかし、こういう青天のへきれきなやり方をして、市民に負担をかけながらも、やっぱり合併特例債をとるのだと、こういうことでこの条例を出してきているのかどうなのか。私は、責任者は誰なのかと言ったとき、別に設計者の責任かとか、そういう意味ではなくて、結局この条例をこういう形で出す、あるいは出さないというところで、やはり取り下げるという責任、そういうことも市長の采配の中にあるのかなと思ひまして、お聞きしました。この点だけ聞かせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほども答弁させていただきましたように、今回急遽アスベストが改めて見つかったという部分で、計画がずれて迷惑かける部分については、本当におわびするしかございません。ただ、引越し費用が1度分余分にかかりますが、それも当初の計画よりもかなりぎりぎり最小限に、特に荷物の移転等は図書館においても全部、私らも含め、自らの職員の手で全部やるような形で、最低限の金額で移させていただくということで今やっておりますし、とにかくあくまでも余りに、要するに合併特例債で執行する分と、完全に延期して単費にしわ寄せが来る分でございますと、今回ちょっと一定期間迷惑はかけるのでございますが、そのほうが費用的にもかなりコスト的に差があるということがございまして、申しわけないけれども、今回の判断をさせていただいたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第151号についての質疑を終結いたします。

議案第152号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第152号についての質疑を終結いたします。

議案第153号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第153号についての質疑を終結いたします。

議案第154号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）の質疑を許します。質疑ありませんか。  
中川直美君。

○13番（中川直美君） 議長が早口で急いでいるようですが、この佐渡太鼓体験交流館についてお尋ねします。

これは、ご案内のとおり、ことしの3月議会で条例を間違えて出して、それを一回取り下げたという経過のあるものであります。ですから、詳しく中身までやっていないのです、実は。取り下げられましたから。これは、今の国の森友学園ではないですが、どういう選定の仕方をされたのですか。つまりもともとの流れも私はもちろん知っていますし、この業者がだめだなどと言うつもりはありませんが、透明性、公平性をやっぱりしっかり図る必要が私はあると思うわけ。ちなみに、さっき市長に拒否されたので、言っておきますが、無償譲渡等は補助金の支出という趣旨と同様のものであるというふうに公有財産に関する実務の手引には書かれておりますから、どういう経過なのか。そこで、お尋ねをしたい。それが1点。

2つ目。私の当時のメモによりますと、土地については価格が496万円、建物については2,901万円ですから、約3,397万円を無償でやる。今回修繕費がたしか1,400万円とかいいましたね。1,400万円ですから、約4,800万円ぐらいのものを無償でやるというわけです。つまり市民の財産を無償でやるということですから、先ほど言ったように、透明性、公平性も含めて必要なのだが、どのような方向で選んだのかということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

選んだ理由については、この施設につきましては平成17年に工事着工しまして、平成18年11月1日に完成した事業でありまして、国のほうに申請出した目的の内容としましては、公益財団法人鼓童文化財団の太鼓体験を活用した事業という目的ということで国のほうには申請を出しております。我々のほうでは、施設の見直し等を繰り返した中で、平成22年3月に集中改革プランによりまして、行政改革課のほうから

無償……

〔「選定の手順」と呼ぶ者あり〕

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） 選定ですか。済みません。選定については、先ほど言いました、当初国に申請した太鼓体験を活用した事業ということで、当初の目的に沿うという考えの中で、今の業者を選定いたしました。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 何か質問ばくなっているというのだが、質問しませんけれども、そういうことを聞いている。だから、どういう手続でやったのか、随意契約なのか公募なのか、この施設は、あなたがそう言うけれども、この間の指定管理は全て公募でしょう。つまりそれは公平性、透明性、あるいはこの佐渡太鼓体験交流館という設置目的を一層発展をさせるために業者の中で競ってもらいたいという意味でそういうふうにしたのだ。だから、この業者が悪いなどとは私は言わないが、今回のことだってやっぱり透明性、公平性を持った手続が要るのではないのかということをお願いしたいのです。余り言うと質問になるから、言わないけれども。一般的なルールというのはわかるのです。だけれども、こういった曖昧なルールのままで公募するということは、前の事件ではありませんが、変なことを生み出すのです、これ。だから、こういった募集したのですかと、どういう公募の選定したのですか。プロポーザルなのか随意契約なのか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

当初の国への申請の目的の中で、募集については、平成21年から指定管理をやっていただいております。その業者が安定した、ゼロ円でやっておりますが、安定した内容で運営していただいておりますということもありまして、当初からの目的のとおり、今の団体のほうに出すことにいたしました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） だから、あなたの今言ったこと、何を言ったかわかる。当初からこの業者のために建てたと言っているのだよ、今のは。後でよく聞いてみてください。今のはそう言っているのだよ。だとしたら、これは大問題ですよ。あなた、だったら指定管理に公募なんかしなければよかったではないですか。私が言いたいのは、この業者がだめだなどとは言わないが、一般的な、法的な解釈も私は知っているが、市としてきちんとしたルールを持っていないでしょうよ。持っている中で何となく、ぐじゅぐじゅっとやることにしたのでしょ。違いますか。

○議長（岩崎隆寿君） 市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

平成22年からの集中改革プランの方向性の中で、当初の目的を鑑みて、決定いたしました。

○議長（岩崎隆寿君） 祝優雄君。

○19番（祝 優雄君） 地域振興課長、2つだけ聞かせてください。

これは、土地と建物はこれ分離するのだよね。土地と一緒に譲渡するわけではないよね。そこのところの確認と、これが公益財団法人鼓童文化財団に移った場合に、固定資産税はどうなるのか。税が発生するのかしないのか、どこかに免除の要綱が入っておるのかどうか。それ2点。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

市橋地域振興課長。

○産業観光部地域振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

土地につきましては、無償貸し付けとしております。

また、相手業者が公益財団ということで、固定資産税のほうについては発生いたしません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第154号についての質疑を終結いたします。

議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第155号についての質疑を終結いたします。

議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての質疑に入ります。本案の質疑は、歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第156号についての歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○13番（中川直美君） この間財政規律が乱れているということですからずっと言ってきたのですが、歳入、合併特例債の関係をお尋ねいたします。

ここに社会体育施設整備事業というのがありますが、これが先ほどからずっと出ている、私も指摘をしている新穂地区、真野地区、小木地区の解体のだというふうに思うのですが、地方債については地方財政法の第5条に定められていて、極めて厳格に定められているというのはご承知のとおりです。そこで、合併特例債は新市建設計画に基づいて行うものに対して認められるわけですが、新市建設計画を眺めてみたのですが、それは一つも出ていないというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） お答えいたします。

新市建設計画の中には、主な事業として列挙しておるわけございまして、その中の体育館等の統合というような分野でこの解体事業のみ込んでおるといふふうに理解をしております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） それ間違いですよ。さっきも言いましたが、公共施設の再配置についてはあなた方の行政改革の中でやったでしょう。地区別の施設の存続も含めてあるではないですか。その中にみんな存続になっていますから。例えば聞きますよ、では。辺地債を借りるときに総合計画を立てますよね。あの

中に、去年は2,000万円だったけれども、あれ3年ごとだったかな、今度はやっぱり2,500万円になるといったら変更しているのではないですか。だから、私が言ったのは、地方財政法のルールからしてみたらおかしいし、合併特例法の、私はそれ持ってきて、これきょう読んでいるから、間違いはないのです。対象項目3つ目、新市建設計画に基づいて行う。基づいて行うにしたって、こんなことどこにも出ていない。私は知っていますよ。合併特例債はモラルハザードになっていて、めちゃくちゃな使い道になっているというのは承知はしていますが、一般質問で詳しいことはやりますけれども、おかしいのではないですか。辺地債はそうだけれども、合併特例債だけはそんな曖昧につかみ金でやるというのは、これは問題ではないですか。なおかつ新市建設計画の変更については、地域審議会並びに住民の意見をしっかりと反映したものにすべきものにもかかわらず、さっき条例のところで行ったように、市民の声は全く反映しないものに使う。これは、合併特例債の法の趣旨に全く反していると思うのですが、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） お答えいたします。

新市建設計画の中の具体的には68ページになるのですが、スポーツの振興という区分の中で、佐渡総合社会体育施設整備事業というものが載っております。これの関連で解体も行えるのだというふうに解釈をしております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 好きに強弁してください。整備事業というのは、つくることを言っているのだよ、それは。では、聞きます。新市建設計画の中で公共施設の再配置についてはどのように定めていますか。

○議長（岩崎隆寿君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 新市建設計画、計画策定の方針の中に計画の趣旨というものがございまして、新市の進むべき方向について、より繊細かつ具体的な内容については、新市において作成する基本計画、基本構想、実施計画に委ねるものとしますということでございまして、この新市建設計画についても、その建設する内容につきましては主なものということで書いておるわけでございまして。当然にもう合併から十数年過ぎておりまして、その中身については、年度、年度、その内容等につきまして各課に照会をしまして、年次計画といいたしでしょうか、全体を押さえておるという内容になってございまして。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 岩崎企画課長。

○企画財政部企画課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

公共的施設の適正配置と整備ということにつきまして、第6章に掲げられております。読ませていただきます。公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、住民の意見に十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討、整備を進めていくことを基本としますというものでございまして。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第156号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第156号についての歳出に関する質疑に入ります。2款総務費から4款衛生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 歳出のほうで、ページ数でいうならば15ページになりますが、創業・事業拡大等支援事業のところで大きくマイナスの面があるのは、これはどういう理由によるものでしょうか。雇用拡充支援補助金が減額になっているということですが、この事業というのは今年度の重要施策の新規事業の一つであったはずなのですが、そこが予算計上したものの半分戻しているというような形になっているというのは、何か理由があってそうなったのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 岩崎企画課長。

○企画財政部企画課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この事業につきましては、今年度4月1日に施行されました特定有人国境離島特別措置法に基づきます特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の中の雇用拡充事業でございます。当初私どもとしましては国費ベースで1億7,800万円、国のほうに要望いたしました。それにつきましては、昨年11月30日、国からの文書が届きまして、その中では、自治体への確約ということではないのですが、大体市町村ごとの目安というのでしょうか、そういった額が示されました。それに基づきまして、国費のほうに1億7,800万円を要望したのですが、その後、全国の自治体の状況もございまして、端的に申しますと交付金には航路輸送、それから物資の輸送、それから雇用拡充、滞在観光の促進というものがあるのですが、交付金の中、やはり優先順位というものがございまして、法の中でも航路運賃低廉化について特別な配慮をするという位置づけになっておりますので、国のほうもそちらのほうを優先的に予算配分を行った結果、雇用拡充に配分される事業費が少なくなったと、交付金が少なくなったという認識でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） ということは、事業が何か、雇用に関する事業が切られたということなのですか。切られたから、マイナスになっているのですか、それとも事業を行っていないから、マイナスなのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 岩崎企画課長。

○企画財政部企画課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

国に要望した額が結果的にもらえなかったということで、我々が考えておりました事業者への補助金が結果的に少なくなったということでございます。件数等を少なくせざるを得なくなったということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

2款総務費から4款衛生費までについての質疑を終結いたします。

次に、5款労働費から8款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

5款労働費から8款土木費までについての質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

山田伸之君。

○6番（山田伸之君） 1点だけ。予算書29ページの教育費の小学校の就学援助の点ですけれども、6月に一般質問で指摘した内容が盛り込まれているかどうかの確認をさせてください。つまり小学校入学時にランドセル等を購入するときの費用、これが今までですと小学校に入学してからでないと思われなかったものが、国の方針、文部科学省通達によって、就学前の段階から支給すべきという方針が示されましたが、それがしっかり佐渡市のほうでも反映されているのかどうか、その点についてお聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 吉田学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

今回補正に盛りさせていただきました小学校費につきましては、先ほど議員ご指摘の新入学の児童生徒用に、現に入学前に、したがって来年度の3月中に、4月に入学されるお子様の保護者に対して支払うべき予算を計上してございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） ここは、前段の条例との関係で重要なところで聞いておきたいと思います。

おわかりと思いますが、社会教育費の一連のものです。公民館の整備費、企画財政部長でいうと整備費、体育施設の整備費、これはみんなほとんど解体予算だとは私は思っているのですが、先ほどの答弁ですと、代替案もしっかり入っているものなのか。例えば私の認識でいいますと、小木地区についてはおんでこドームとか、いぶき21みたいなものがあつたような気がするのですが、その代替案も入っている。真野地区については、真野ふるさと会館に移すことについて、増設をして公民館を設置する代替案が入っている。新徳地区については、ゲートボール場のようなことにするのか、もしくは倉庫として活用するための整備費用も考えて、代替案が入っているということだと思っております、先ほどの答弁だと。入っているのですか。だから、住民が理解したとあなた方が言うのだから、入っているのですね。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

真野につきましては、真野ふるさと会館の改修工事に係る設計業務委託ということで、外壁の補修とか、それからトイレの改修とか、もろもろの修繕に係る部分などを想定した設計業務委託を予定しております。

〔「それ以外は」と呼ぶ者あり〕

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） それ以外については、予定しておりません。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） いや、さっきも代替案をしっかりやりますと。代替案が入っていないではないですか。先ほどの企画財政部長でいうと整備、整備で解体するのだから。だとしたら、代替案もしっかり入れた予算を出してこそ初めて成り立つ話ではないですか。違いますか。何で出さないのですか。それは、話し合いが終わっていないからでしょう。真野ふるさと会館の修繕って、それは当たり前ですよ。あんなところ使えるわけが、内部の修繕だけでしょう。増設をして公民館と言っているのだから。代替案は全く入っていないのではないですか。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

真野地区につきましては、代替として真野ふるさと会館ということでございますので、この施設をまず改修をしたいというを思っておりますし、ほかに補完する施設としまして、先ほど教育長の答弁もございましたけれども、近くに公共施設がございますので、その施設を有効活用していくということで考えておるところでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 要は口では何か代替案もありますとか言うのだけれども、俺らの決めたことに従えというのが今回の補正予算ではないですか。さっきの条例とあわせてみると、ついでに言うておきますが、アウトソーシングの平成29年のところでは、体育館関係については明確にこう言っているのです。体育館等の廃止については、住民の強い廃止反対の意見があり、慎重に説明会を開催しながら進める必要があるとまで、こう書いている。あなた方が自分で書いていることを破っていることになる。ほかの、真野地区だけではなくて、では真野地区以外については今後、さっき言ったような小木地区や新穂地区の代替案予算を出すという理解でいいですか。

○議長（岩崎隆寿君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） こちらサイドで代替案と言わせていただいている部分は、現状の部分、解体に伴って今の建物がなくなる、その部分をかわりに活用できるスペース等の捻出、施設の建物の捻出、修繕のことを言っているのをごさいますして、今議員ご指摘の部分は解体になった空き地後の再利用計画等々についてでございますので、代替案とはまたちょっと違うものと考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 10款教育費、29ページの図書館施設管理事業を見ますと、先ほどやりとりしてあります図書館の移動について、仮移転についての費用がここに盛られていないのかなと思うのですけれども、そのところをどうされるのか。つまり早い話が、多分手が足りないところは誰かに頼んでやったほうがいいと私は思っているのです。皆さん忙しいから、人件費を割かないためにといって皆さん職員がやると、結局本来計画立てなければいけないとか、今回みたいにいろんなことの計画の見落としをたくさんしている。ただでさえ忙しい方々が、人件費かからないからといって自分たちでやりますと、そういうのはおかしいのではないかと思うのです。ここに図書館の仮移転の費用が入っているのですか、入っていないのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 越前社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（越前範行君） ご説明いたします。

仮移転に係る部分の経費は入っております。特に図書館の引っ越しに係る部分での書架、重たいものにつきましては、この部分については移動に伴う手数料という形で計上しているところでございます。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

9款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第156号についての質疑を終結いたします。

議案第157号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） やめようと思いましたが、十分な審議ができないので、続けることにしました。

介護保険については、来年大改正されて、大変なことになるということの中で、何でこの時期に給付費の減額と地域支援事業の減額なのか、よくわからない。あなた方は、地域支援事業なども含めて、地域包括ケアシステムをどんどん進めますと言っているわけだから、どんどん、どんどんやらなければならないはずで、給付費はふえるのはわかるのだけれども、何で地域支援事業が減額なのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

まず、介護サービス等諸費の1億9,400万円、あわせてサービス等諸費、介護予防の分の1,500万円につきましては、利用者の回数の増と介護度アップというのが主な原因と考えられますし、地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業のマイナスの1,250万円につきましては、総合事業への移行というのが当初こちらが思っていたより進まなかったというのが現状です。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） つまりこれは結果的にいうと、あなた方のチェックリストによる外しが少なかったということですか。介護予防サービスの給付費でいうと900万円の減額でしょう。そうすると、全体として今年度から新総合事業が始まったのだけれども、当初の予定に対してどの程度の今到達になるのですか。もともと国そのものは、伸び率を抑えて、総合事業に移行させることで介護給付費の伸び率を5%から3%に抑えるというのが国の姿勢なのだけれども、その辺はどのように見通しているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

今年度から総合事業が入りまして、その前の要支援の認定の方は今年度期間中に総合事業に移行されるわけなのですが、8月末現在で、当初こちらのほうで総合事業に移行すると見込んでいた数がおおよそ500人ということなのですが、実際に総合事業のほうに移られたのが350人程度ということで、当初見込んでいたより要介護度が上がって、総合事業に移行しなかったということです。あと、申請したが、要介護認定が非該当の方なのですが、9月末現在で20名ということです。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 私は、その動向と流れをちょっと伺った、来年大改正があるから、聞いたのだけれども、つまり総合事業に国は移させようと思ったのだけれども、佐渡市の高齢者の状況というのは、総合事業に移れない人が多い、つまりもっと言えば、重たい状況の方が多いというふうに私は解釈をしたのだけれども、その辺どうですか。所管の委員会で詳しくやっていただければいいのだが、どうですか。大きな流れだけ、流れと傾向だけ教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 山本高齢福祉課長。

○市民福祉部高齢福祉課長（山本郁男君） ご説明いたします。

佐渡市の高齢化の状況というのが1つ要因になっているかと思ひまして、75歳以上の後期高齢者、その方が要介護認定の変更になった133人のうち123人ということで、92%ぐらいということで、やはり高齢化することによって、介護予防の効果のみでなくて、やはり身体機能の低下ということで介護度が重くなっているというのが実情だと思います。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第157号についての質疑を終結いたします。

議案第158号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第158号についての質疑を終結いたします。

議案第159号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第159号についての質疑を終結いたします。

議案第160号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第160号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第144号から議案第160号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 請願第11号、陳情第6号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、請願第11号並びに陳情第6号についてを一括議題といたします。

請願第11号並びに陳情第6号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 行政報告の中であるかと思ったのですけれども、6月から問題になって、大きく報道されている赤泊一寺泊航路について、最近の報道では、週末に運航するというふうな報道がありますが、問題はそればかりでなく、県、長岡市、佐渡市の負担金が要るのかどうなのか、その辺について報告があれば、ぜひ市民に知らせていただきたい。

○議長（岩崎隆寿君） 暫時休憩します。

午前 11時56分 休憩

---

午後 0時03分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

ただいまの猪股議員の議事進行発言につきましては、行政報告のところで質疑すべきものでありましたので、既に終了しているということといたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時04分 散会